

公的研究費の不正受給について

1. 経緯

平成26年4月、独立行政法人日本学術振興会から、先の本学における不適切な経理処理に関する報告を受け、同会において関係資料について精査する中で、農学研究院の有賀早苗教授及び薬学研究院の有賀寛芳特任教授に係る科学研究費補助金の一連の資料の中に、同一もしくは非常に酷似しているものがあるとの連絡を受けた。

2. 調査方法・結果等

- (1) 調査委員会委員長を理事の三上隆とし、外に学内委員5名、弁護士を含む学外委員2名の合計8名により、調査を開始。
- (2) 両名の平成16年度から平成24年度までの9年間に申請した科学研究費補助金について、研究計画調書その他の書類を照合して研究内容等の同一性の有無を精査するとともに、両名を個別に面接して、研究費の申請経緯、研究方法等について聴取。
- (3) その結果、平成18年度に採択された科学研究費補助金基盤研究(B)に関して、下記3. に掲げる研究課題について、不正受給したものと認定し、下記4. に掲げるとおり懲戒処分を行った。

3. 対象研究課題

研究代表者 (所属・職・氏名等)	農学研究院・教授 有賀 早苗 女 57歳		
研究種目名	研究期間	平成18年度	
科学研究費補助金基盤研究(B)		～平成19年度	
研究課題名	家族性パーキンソン病PARK7原因遺伝子DJ-1の機能解析と創薬		
交付決定額(単位:円)	研究分担者		
平成18年度	平成19年度	有賀 寛芳(薬学研究院・特任教授)	
8,000,000	7,500,000		

4. 違反行為及び懲戒の量定

(1) 違反行為

公的研究費の不正受給

(2) 対象教員及び懲戒量定

- ① 大学院農学研究院 教授 有賀 早苗 女 57歳 停職10ヶ月
- ② 大学院薬学研究院 特任教授 有賀 寛芳 男 64歳 停職10ヶ月

5. 今後の対応

今回の事例を踏まえ、公的研究費による研究活動等に関する適正な取り扱いについて、研究者としての基本的な心構えを含め倫理教育を以下のとおり徹底する。

- ① 文部科学大臣決定により制定された「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく関係諸規程の改正と周知徹底。(平成26年12月26日公布, 平成27年4月1日施行)
- ② 研究不正(研究費の不正使用, 研究活動上の不正行為)防止に関するリーフレットの作成と全職員への配付。(平成27年3月中に配付済)
- ③ 研究活動上の不正に関する研修会の義務化。(平成27年度から実施)
- ④ 科学研究費補助金申請に関する説明会において, 研究計画調書の記載方法並びに問題事例の告知及び研修を実施。(平成27年度から実施)
- ⑤ 科学研究費補助金申請を行う同一研究グループ内において, 複数の研究者がそれぞれ研究代表者となって科学研究費補助金の申請を行う場合における内容の事前確認(平成27年度から実施)